

# 令和4年度 第1回小田原市いじめ防止対策調査会

日時：令和4年（2022年）4月21日（木）

午前9時30分～午前11時00分

場所：おだわら市民交流センター UMECO 会議室7

## 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について（諮問）  
について

3 その他

4 閉 会

### 配布資料

【資料1】 いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方についての調査結果（調査自治体数：県内25自治体）

【資料2】 いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方についての調査結果（調査自治体数：県外5自治体）

【資料3】 いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について

（取りまとめ案）

## 小田原市いじめ防止対策調査会委員名簿

(任 期 令和3年8月1日～令和5年7月31日)

選出区分	氏名	備 考	新・再
社会福祉士	あしだ まさひろ 芦田 正博	ソーシャルワークオフィス テディ	再任
弁護士	さかもと ゆう 坂本 結	お城通り法律事務所	新任
学識経験者	しまざき まさお 嶋崎 政男	神田外語大学 客員教授	再任
臨床心理士	すぎざき まさこ 杉崎 雅子	小田原短期大学保育学科 准教授	新任
医師	よこた しゅんいちろう 横田 俊一郎	横田小児科医院	再任

※委員は五十音順。敬称略。

## いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方についての調査結果

(調査自治体数: 県内25自治体)

令和4年3月10日調査依頼

## 1 公表の指針(ガイドライン)等がありますか。

有 … 7 自治体  
 無 … 17 自治体  
 検討中… 1 自治体

## 2 調査報告書について概要版(公表版)を作成していますか。(重大事態がない場合、作成予定か。)

作成している(作成予定) … 10 自治体

→ 作成している(作成予定)の場合は概要版(公表版)の作成主体はどこですか。

- ア 第三者調査委員会が主体で作成  
 イ 教育委員会が主体で作成  
 ウ 教育委員会が作成、第三者調査委員会に確認をお願いしている。  
 エ その他

回答	ア	イ	ウ	エ	合計
自治体数	2	1	3	4	10

## 【その他の意見】

- ・ガイドライン等がないので、事案ごとの対応。公表した事案では教育委員会が作成。
- ・過去のもの第3者委員会が作成。公表の指針を作成後は、そのまま公表できる形で調査書を作成し対応している。

作成していない(作成する予定はない) … 13 自治体

- ・調査の信頼性・透明性の確保に重点を置くため、報告書そのものを公表する必要があるため。
- ・調査会から公表版を作成することで信頼性や透明性が失われることが考えられるという意見をいただいたため。
- ・開示については、報告書を対象としたため。一般的な公表が必要となった場合はその際に検討。
- ・現段階で概要版を作成すべきかどうかまでの検討ができていない。
- ・作成について検討中
- ・公表する段階でケースにより概要版が良いのか、詳細版が良いのかを判断をしていきたい。
- ・概要版について、その必要性を検討している段階であるため、現時点で未定である。
- ・公表する場合は、報告書そのものを公表するため。
- ・人口規模が小さいため、情報が公開されることで個人の特定がされる恐れがあるため。
- ・保護者との協議の結果、個人情報保護のため公表しないことになった。

**3 公表について被害児童・生徒及びその保護者の同意がある場合は、どのように対応しますか。**  
(複数回答可)

- ア 個人情報をマスクした調査報告書を公表する。
- イ 概要版(公表版)を作成して公表する。
- ウ 公表しない。
- エ その他

回答	ア	イ	ウ	エ	合計
自治体数	10	5	0	11	26

**【その他の意見】**

- ・状況に応じ、必要があれば調査報告書もしくは概要版で対応。
- ・県の基準に準ずる。
- ・ガイドラインがないため、現状では事案ごとの判断となる。
- ・事案の内容や重大性、公表した場合の児童生徒や保護者等の影響を考慮して検討する。
- ・被害児童・生徒及びその保護者の同意を踏まえて公表方法を検討する。
- ・事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断し、特段の支障がなければ公表を行う。

**【概要版(公表版)のみを公表するとした理由】**

- ・同意があったとしても関係当事者の個人の特定への配慮のため
- ・個人情報をマスクした調査報告書を作成したとしても、学校が少なく、対象となる児童・生徒が特定される可能性が高いため

**4 公表について被害児童・生徒及びその保護者の同意がない場合は、どのように対応しますか。**  
(複数回答可)

- ア 個人情報をマスクした調査報告書を公表する。
- イ 概要版(公表版)を作成して公表する。
- ウ 公表しない。
- エ その他

回答	ア	イ	ウ	エ	合計
自治体数	0	1	16	8	25

**【その他の意見】**

- ・県の基準に準ずる
- ・事案の内容や公表した場合の影響、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の公表についての同意の有無等を総合的に判断し、特段の支障がある場合は、公表しないことも含め、

検討する。

・ガイドラインがないため、現状では事案ごとの判断となる。

・公表はしないが、調査報告書を受け、これまでの対応について検証し、今後の対応及び体制づくりの充実に努める

・公表しない可能性が高いが、様々な条件を考慮して総合的に判断する。

【概要版(公表版)のみを公表するとした理由】

・同意がなくても、調査をしたからには公表しなければならないと考える。そのため、個人情報に配慮した形の公表方法としてこの選択肢を選んだ。

## 5 公表について、加害児童・生徒及びその保護者へは、どのように対応しますか。

ア 事前に説明をし、同意をとる。

イ 事前に説明するが、同意までは求めない。

ウ その他

回答	ア	イ	ウ	合計
自治体数	7	7	9	23

【その他の意見】

・被害児童・生徒及びその保護者の意向を優先し、公表について検討する

・ケース及び被害者側の児童生徒、保護者の意向等を踏まえ同意をとるか判断する。

・状況に応じて対応する。

・被害児童・生徒の希望により概要版を公表した事案では、加害側に事前に説明をした。当初同意は得られなかったが、説明を重ね御理解いただいた。

・県の基準に準ずる

## 6 公表する場合、どのような方法で公表しますか。(複数回答可)

ア ホームページで公開する。

イ 報道機関に発表し、記者会見をする。

ウ 報道機関に資料のみ提供する。

エ 議会等で報告する。

オ その他

回答	ア	イ	ウ	エ	オ	合計
自治体数	12	1	2	9	9	33

【その他の意見】

・事案により、議会等の報告だけではなく、報道機関への資料提供や記者会見を行う。

- ・状況に応じて対応する。
- ・ガイドラインがないため、現状では、事案ごとの判断となるが、公表した事案では報道機関に発表し、記者会見をするとともに、議会等で報告した。
- ・県の基準に準ずる

**7 教育委員会や学校が、再発防止のためにどのような形の調査結果を活用（予定）していますか。**

(複数回答可)

- ア 調査報告書を活用している。
- イ 個人情報をもマスクした調査報告書を活用している。
- ウ 概要版(公表版)を活用している。
- エ 特に活用していない。
- オ その他

回答	ア	イ	ウ	エ	オ	合計
自治体数	8	5	4	3	7	27

**【その他の意見】**

- ・これまでに該当事案がないため、活用については検討していく。
- ・現状では市が作成した調査結果がないため、他市町村の公開された調査報告書を活用している
- ・報告書の内容をふまえて、当該学校の教職員を対象に再発防止のための研修会を行った
- ・報告書をもとに「いじめの対応について」を作成し、市内小中学校の教職員へ配布
- ・県の基準に準ずる

**8 公表する期間について定めていますか。**

- ア 期間を定めていない。
- イ 1年間
- ウ 6カ月
- エ その他

回答	ア	イ	ウ	エ	合計
自治体数	14	1	3	5	23

**【その他の意見】**

- ・特に定めていないが、公表した事案については3カ月公表した
- ・今後検討中
- ・県の基準に準ずる

9 調査報告書を公表した場合、被害児童・生徒及びその保護者にどのような影響がありましたか。

- ア 影響あり
- イ 影響なし
- ウ 不明

回答	ア	イ	ウ	合計
自治体数	0	3	15	18

・公表していないため不明

10 調査報告書を公表した場合、加害児童・生徒及びその保護者にどのような影響がありましたか。

- ア 影響あり
- イ 影響なし
- ウ 不明

回答	ア	イ	ウ	合計
自治体数	1	1	16	18

・公表していないため不明

・加害児童の保護者が精神的に不安定になった

## いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方についての調査結果

(調査自治体数: 県外 5 自治体)

## 1 公表の指針(ガイドライン)等がありますか。

- 有 … 0 自治体  
 無 … 5 自治体  
 検討中… 0 自治体

## 2 調査報告書について概要版(公表版)を作成していますか。(重大事態がない場合、作成予定か。)

作成している(作成予定) … 4自治体

→ 作成している(作成予定)の場合は概要版(公表版)の作成主体はどこですか。

- ア 第三者調査委員会が主体で作成  
 イ 教育委員会が主体で作成  
 ウ 教育委員会が作成、第三者調査委員会に確認をお願いしている。  
 エ その他

回答	ア	イ	ウ	エ	合計
自治体数	2	0	3	0	5

作成していない(作成する予定はない) … 1 自治体

・報告書そのものを公表することにより、調査書の透明性を確保し、正確に調査内容を伝えるため。

3 公表について被害児童・生徒及びその保護者の同意がある場合は、どのように対応しますか。

(複数回答可)

- ア 個人情報をもスキングした調査報告書を公表する。  
 イ 概要版(公表版)を作成して公表する。  
 ウ 公表しない。  
 エ その他

回答	ア	イ	ウ	エ	合計
自治体数	3	4	0	1	8

## 【その他の意見】

・保護者よりそのままの公表依頼があったため。なお、報告書は個人を特定できないような記載として作成されている。

【概要版(公表版)のみを公表するとした理由】

・調査会が作成した調査報告書を基に、教育委員会が個人情報と人権への配慮の観点から、一部仮名・仮称とするなど内容の調整を行い、調査会の承認を得て作成している。公表の内容及び公表の方法については、ご家族と協議の上、慎重かつ丁寧に進めている。

4 公表について被害児童・生徒及びその保護者の同意がない場合は、どのように対応しますか。  
(複数回答可)

ア 個人情報をマスキングした調査報告書を公表する。

イ 概要版(公表版)を作成して公表する。

ウ 公表しない。

エ その他

回答	ア	イ	ウ	エ	合計
自治体数	0	0	4	2	6

【その他の意見】

・公表の要否、内容、範囲、方法等について同意いただけるよう、寄り添いながら丁寧に進めていく。

・原則、公表としているが被害側の意向を尊重することとしている。

5 公表について、加害児童・生徒及びその保護者へは、どのように対応しますか。

ア 事前に説明をし、同意をとる。

イ 事前に説明するが、同意までは求めない。

ウ その他

回答	ア	イ	ウ	合計
自治体数	3	1	1	5

【その他の意見】

・事前に説明し、同意をとるが、同意を得られない場合は、被害者の意向を尊重する。

**6 公表する場合、どのような方法で公表しますか。(複数回答可)**

- ア ホームページで公開する。
- イ 報道機関に発表し、記者会見をする。
- ウ 報道機関に資料のみ提供する。
- エ 議会等で報告する。
- オ その他

回答	ア	イ	ウ	エ	オ	合計
自治体数	5	2	2	2	2	13

**【その他の意見】**

- ・ケースによる
- ・議会閉会后、議員に説明

**7 教育委員会や学校が、再発防止のためにどのような形の調査結果を活用(予定)していますか。**

(複数回答可)

- ア 調査報告書を活用している。
- イ 個人情報をもスキングした調査報告書を活用している。
- ウ 概要版(公表版)を活用している。
- エ 特に活用していない。
- オ その他

回答	ア	イ	ウ	エ	オ	合計
自治体数	3	3	3	1	1	11

**【その他の意見】**

- ・ケースによる

**8 公表する期間について定めていますか。**

- ア 期間を定めていない。
- イ 1年間
- ウ 6カ月
- エ その他

回答	ア	イ	ウ	エ	合計
自治体数	2	0	0	4	6

**【その他の意見】**

- ・ご家族と協議の上、決定する
- ・8カ月
- ・6カ月と考えていたが、事案に関する対応が続いているので公表期間を延長している
- ・明確に期間は定めていないが、被害児童生徒及びその保護者の意向を尊重し、加害児童生徒及びその保護者にも相談の上決定している。

**9 調査報告書を公表した場合、被害児童・生徒及びその保護者にどのような影響がありましたか。**

- ア 影響あり
- イ 影響なし
- ウ 不明

回答	ア	イ	ウ	合計
自治体数	1	2	2	5

- ・調査報告書を公表したことに対する、被害児童・生徒及びその保護者を含め市民などから問い合わせ、意見等は現段階ではない。

**10 調査報告書を公表した場合、加害児童・生徒及びその保護者にどのような影響がありましたか。**

- ア 影響あり
- イ 影響なし
- ウ 不明

回答	ア	イ	ウ	合計
自治体数	1	2	2	5

- ・加害保護者に対して、公表についての説明を事前に行ったが、かなり強い反発を受けた。しかし、公表後については大きな影響はなかった。
- ・調査報告書を公表したことに対する、加害児童・生徒及びその保護者を含め市民などからの問い合わせ、意見等は現段階ではない。

**いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について（取りまとめ案）****はじめに**

小田原市は、平成 26 年に「小田原市いじめ防止基本方針」を策定（平成 30 年改定）し、これまでのいじめ防止や指導の在り方等を整理するとともに、「いじめ防止対策推進法」でも示されているいじめの積極的な認知と早期対応、未然防止のための取組等について方針を示している。

その中で、いじめの重大事態に関する調査結果については、特段の支障がなければ公表をすることとしているが、公表についての具体的な指針は、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」にも示されておらず、これまで小田原市でも方向性が定まっていなかった。

小田原市教育委員会は、いじめの重大事態の調査結果の公表についての基本方針を整理する必要があるとの考えから本会に諮問があり、他自治体の方針等も参考にしながら議論を重ね、答申を取りまとめたものである。

## I 会議の開催経過

本会は、令和3年12月27日付けで、小田原市教育委員会から「いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について」の諮問を受け、計 回の会議で検討を重ねてきた。

第1回会議 令和4年1月18日（火）

開催場所：おだわら市民交流センターUMECO

第2回会議 令和4年4月21日（木）

開催場所：おだわら市民交流センターUMECO

第3回会議 令和4年 月 日（ ）

## II 提言

### 1 調査結果の公表の意義

いじめの重大事態の調査結果の公表については、小田原市いじめ防止基本方針で、学校又は市教育委員会は、いじめの重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行うこととされている。

いじめの重大事態の調査の目的が、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の発生防止であることを踏まえると、調査結果の公表の意義としては次のことが考えられる。

- ・ 同種の事案の発生防止を含む、いじめの未然防止に生かす。
- ・ 市民目線で学校及び市教育委員会のいじめ対策や教育活動を見直し、公正な教育活動や教育行政を推進することに役立てる。
- ・ いじめの重大事態の調査に係る経過や手続等を示すことで、調査結果の信頼性を保つ。

## 2 公表の方法について

### (1) 基本認識

調査結果の公表については、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を尊重しながら、基本的には全ての調査結果について公表することが望ましい。

調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表内容について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者と確認する。公表を望まない場合でも、事案の詳細は記載せず、再発防止策を重点的に示すことなども可能であり、どこまで公開してよいか、その範囲について、丁寧に調整をすることが大切である。

### (2) 公表資料

公表資料は、1に記載した調査結果の公表の意義にあるとおり、いじめの未然防止のための役割が大きいことから、市教育委員会がその意義を踏まえて、事案ごとに必要な事実をまとめて公表版（概要版）を作成することが望ましい。

公表版は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に配慮し、調整をしながら作成するとともに、いじめ防止対策調査会へ報告し、公表の意義に沿った正しい内容のものであるかを確認する必要がある。

### (3) 公表方法

市ホームページへの掲載を基本とし、事案によっては、その他の方法も合わせて検討することが望ましい。

### (4) 公表する期間

市ホームページでの公表期間は、公表の意義と公表による様々な影響を考慮すると、6箇月程度を基本とするのが相当と考える。ただし、公表期間中であっても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の公表に対する意向に変化が生じた場合等、公表の継続が難しくなるような事情が生じた場合は、公表を中止、または公表内容を一部変更することもあり得る。

令和 3 年 2 月 1 日

茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会  
茅ヶ崎市教育委員会

## 茅ヶ崎市におけるいじめ重大事態調査報告書の公表について

### 1 はじめに

本資料は、平成 29 年 3 月、文部科学省策定の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」と言います。）に則り、事案に係る児童生徒・保護者に対して公表の方針を説明するための資料となります。なお、ガイドライン上、加害児童生徒・保護者に対する公表方針の事前説明等については明記されていませんが、いじめ重大事態調査報告書の公表は、加害児童生徒・保護者に対しても、非常に大きな影響を与え得るものであることから、茅ヶ崎市は、原則として、被害児童生徒・保護者と同様に当該資料に基づいた説明を事前にさせていただきます。

【「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」文部科学省 13 頁抜粋】

- ・学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に対して、公表の方針について説明を行うこと。
- ・調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。

### 2 公表の有無に関する判断

#### (1) 公表するか否かの判断要素

茅ヶ崎市では、いじめ重大事態調査報告書については、原則公表する運用としております。

もともと、①事案の内容・重大性、②被害児童・生徒及び保護者の意向、③公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に考慮し、例外的に公表すべきでないと判断する場合があります。

【「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」文部科学省 13 頁抜粋】

- ・いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

#### (2) 判断要素検討上の留意点

##### ア 調査結果を公表する趣旨

いじめ防止対策推進法上、重大事態の調査結果が原則公表とされている趣旨は、いじめ重大事態への市教育委員会及び学校の対応が適切であったかどうかについて、広く市民に確認してもらうことで、市が学校に適切ないじめ対応を継続的に行うよ

う促すことや、調査報告書上明らかになったいじめの背景等について広く市民に知ってもらうことで、市民のいじめに対する理解を深めるとともに、市全体でより適切ないじめ対応を促進すること等が考えられます。

#### イ 事案の内容・重大性

アの趣旨からすれば、次のような事案は、広く市民全体で共有し、再発防止のために取り組むべき必要性が高いものとして、公表することが望ましいと言えます。

- ・認定された加害行為に悪意が認められ、集団によるものや継続的なものなど、特に重大なもの
  - ・いじめの結果が、自死等、重篤な事態となったもの
  - ・いじめの背景に、社会全体で取り組むべき事情が認められるもの
- 一方で、次のような事案は、公表すべき必要性は比較的低いと言えます。
- ・「重大事態の疑い」として調査をしたが、事実が認められなかったもの
  - ・認定された事案が、いじめを訴える児童・生徒といじめを訴えられた児童・生徒が一对一の関係で行われており、かつ、非継続的な事案であるもの（単発の喧嘩や悪ふざけ、日常の中で意図せず傷つけてしまった一言等）
  - ・いじめの背景が当事者間の認識のすれ違いなど、学校内の指導・支援で解決可能なもの
  - ・不登校につながっているいじめ事案において、不登校の背景として、いじめ以外の主な要因があると認められたもの

#### ウ 被害児童・生徒及び保護者の意向

アの趣旨からすれば、公表の目的は、教育委員会のいじめ対応の概要や、社会全体で共有すべきいじめ対応における一般的な課題点・改善点を明らかにすることであり、事案の詳細や人物等を特定する必要はありません。また、いじめ事案やその背景には、いじめを訴える児童・生徒、いじめを訴えられた児童・生徒双方のプライバシーに関する多くの情報を含んでいます。文部科学省のガイドライン上も、プライバシーを理由にいたずらに調査結果を非公開とすることをよしとしないものの、プライバシーへの配慮を行うことは当然の前提としています。さらに、調査結果の公表には、事情を知る関係者が当事者を特定する危険性が常にあります。以上の理由から、被害を訴える児童・生徒及び保護者側が公開を希望しない場合については、その意向は最大限尊重しなければなりません。

一方で、アの趣旨には、関係する児童・生徒やその保護者へ責任を追及したり、社会的制裁を加えたりする趣意はなく、仮にそのような理由から被害を訴える児童・生徒及び保護者が公表を強く希望したとしても、公表の判断要素にはならないものと言えます。

#### エ 公表した場合の児童・生徒への影響

いじめ防止対策推進法の目的は、いじめを訴える児童・生徒を守ることにあります。

したがって、公表の結果、いじめを訴えた児童・生徒の精神状態や生活が不安定になることは何より避けなければなりません。したがって、次のような事情を考慮することになります。

- ・いじめを訴える児童・生徒と訴えられた児童・生徒の現在の関係性（すでに指導や謝罪等が実施され、当事者間の良好な関係が改めて構築され始めている場合などでは、公表することにより逆に両者の関係性を不安定にする危険性があります。）
- ・社会的に周知されることで、関係する児童・生徒の周囲でさらなる噂が広まる危険性（報告書の内容からさらなる憶測が広まり、関係する児童・生徒が他の児童や市民から当時のことについて繰り返し質問されたり、過度な社会的制裁を受けるなどといった、二次被害に遭ったり、精神的負担を負ったりする事態が想定されます。）

### 3 公表の仕方について

#### (1) 公表の方法

公表の方法については、法やガイドラインでは、特に指定はありませんが、茅ヶ崎市では、迅速に、かつ広く市民に周知ができることから、茅ヶ崎市役所のサイト内で公表しています。

#### (2) 公表期間について

公表期間については、法やガイドラインでは、特に指定はありませんが、他市町の運用や、前述の趣旨に照らし、原則として公表してから1年間を公表期間とします。

### 4 公表する内容について

公表にあたっては、基本的には、関係者に提示するいじめ重大事態報告書を公表します。もっとも、その内容については、個人情報やプライバシー保護の観点から一部黒塗りとする場合があります。

また、報告書が大部に及ぶ場合や、黒塗りとなる箇所が多く及ぶ場合については、市民にわかりやすく伝える観点から、調査組織の作成した調査報告書を基に、周知すべき情報を要約した公表版を別途作成し、公表することもあります。

以上